

2月25日（第1日）

2月25日(水)第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	平川博之	2番	酒永光志
3番	上本一男	4番	中下修司
5番	花野伸二	6番	浜先秀二
7番	上松英邦	8番	吉野伸康
9番	山本秀男	10番	片平司
11番	胡子雅信	12番	林久光
13番	登地靖徳	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	新家勇二
17番	野崎剛睦	18番	山根啓志

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
教育長	塚田 秀也	総務部長	土手 三生
企画部長	山本 修司	市民生活部長	山田 淳
福祉保健部長	島津 慎二	産業部長	沼田 英士
土木建築部長	箱田 伸洋	会計管理者	久保岡ゆかり
教育次長	渡辺 高久	危機管理監	岡野 数正
消防長	小林 勉	企業局長	前 政司
高齢介護課長	棚田 康治	地域包括支援センター長	池田由美子

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	平井 和則
議会事務局次長	志茂 典幸

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第5	諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第6	諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第7	諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第8	議案第14号 江田島市行政財産の使用料に関する条例案について
日程第9	議案第15号 江田島市保育施設給食センター設置及び管理条例案に

ついて

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第10 | 議案第16号 | 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例案について |
| 日程第11 | 議案第17号 | 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について              |
| 日程第12 | 議案第18号 | 江田島市行政手続条例の一部を改正する条例案について                       |
| 日程第13 | 議案第19号 | 江田島市保育園条例及び江田島市認定こども園条例の一部を改正する条例案について          |
| 日程第14 | 議案第20号 | 江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について               |
| 日程第15 | 議案第21号 | 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について                       |
| 日程第16 | 議案第22号 | 公の施設の指定管理者の指定について                               |
| 日程第17 | 議案第23号 | 平成26年度江田島市一般会計補正予算（第5号）                         |
| 日程第18 | 議案第24号 | 平成26年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                  |
| 日程第19 | 議案第25号 | 平成26年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）             |
| 日程第20 | 議案第26号 | 平成26年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）         |
| 日程第21 | 議案第27号 | 平成26年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）              |
| 日程第22 | 議案第28号 | 平成26年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第2号）                   |
| 日程第23 | 議案第29号 | 平成26年度江田島市下水道事業会計補正予算（第2号）                      |
| 日程第24 | 議案第30号 | 平成26年度江田島市交通船事業会計補正予算（第3号）                      |

開会（開議） 午前 10 時 00 分

○議長（山根啓志君） ただいまの出席議員は 18 名です。

定足数に達しておりますので、これより平成 27 年第 1 回江田島市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（山根啓志君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

田中市長から報告事項がありますので、これを許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） 改めまして、おはようございます。平成 27 年第 1 回江田島市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には全員御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

この冬は強い寒波の影響で、北日本では大雪となっております。多くの方が不安な生活を余儀なくされております。また、例年より早いインフルエンザの大流行により、広島県では警報が発令され、市内の学校でも学級閉鎖に追い込まれました。皆様方には、体調管理には十分御留意いただければと思います。今月に入り、三寒四温、梅の便りも聞こえてきており、春の訪れが待ち遠しいところでございます。

さて、国外では過激派組織 IS による数々の残虐行為に対し、空爆や地上作戦で対抗するなど長期化の様相を呈しており、今後の動向を危惧しております。

一方、国政に目を転じてみますと、国はアベノミクス効果による経済の好循環拡大と地方創生の推進を図るため、大型の補正予算並びに当初予算案を編成しております。広島県においても、国の経済対策を活用し、災害に強いまちづくりや地方創生を中心に積極的な施策展開を推進するとしております。

このように、国、県とも経済の活性化や地方創生に向けた方向性が強く打ち出されており、本市としてもこうした動きに呼応しつつ、地域活性化に向け、これまで以上にスピード感を持って効果的な施策を着実に実施していくことが求められていると強く感じております。そのため、今後とも国、県の動向を十分注視しながら、それぞれ状況に即した迅速な対応を図ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のお協力、よろしくをお願いいたします。

こうした中での本定例会は、合併市制施行から 11 年目となる新たな未来に踏み出す平成 27 年度の当初予算案並びに関連議案を御審議いただく節目の定例会でございます。活発な議論とともに慎重審議、よろしくお願いいたします。

それでは、昨年 12 月開会の定例会以後の市政の主な事柄につきまして、11 項目報告を申し上げます。

まず第 1 点目が、江田島市消防出初式についてでございます。

1月11日、大柿町柿浦漁港埋立地で、躍動をテーマに江田島市消防出初式を開催しました。当日は天候に恵まれ、市民及び来賓567人が参加する中を市内の防災関係者650人、車両29台が行進したほか、自主防災会による初期消火訓練、消防本部と消防団による消火・救助訓練などが披露されました。また、昨年11月8日に開催した江田島市安全・安心こども写生大会の表彰式も行いました。今後とも市民の負託に応えるため、施設整備及び消防力の強化に努め、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

2点目が、江田島市成人式についてでございます。

1月12日、大柿公民館で江田島市成人式を開催しました。式典には新成人を初め来賓など約300人の参加がありました。成人式運営委員の活躍やシンガーソングライターの松本隆博さんによる記念講演により充実した成人式とすることができ、新成人の新たな門出を祝うことができました。

3点目が、体験型修学旅行受け入れ事業についてでございます。

1月12日から14日までの2泊3日で神奈川県立川崎工科高等学校の229人の生徒を無事受け入れ、今年度の体験型修学旅行受け入れ事業を終えることができました。

今年度は県内の小学校11校377人の児童と県外から中学校及び高等学校10校の1,342人の生徒を受け入れました。御協力をいただいた民泊受け入れ家庭延べ441軒と体験事業者延べ133人の多くの皆様に対し、心から感謝申し上げます。今後もより多くの市民の皆様がこの事業に参加していただき、交流の拡大を図るよう取り組んでまいります。

4点目が、江田島町小用三丁目地先の公有水面埋立事業についてでございます。

平成25年3月21日に広島県と締結した基本協定に基づき、平成26年7月4日付で広島県と平成26年度契約を交わして工事を委託しましたが、次のとおり平成27年1月26日付で変更契約を行いました。

変更契約名、一般国道487号道路改良事業に伴う江田島市江田島町小用三丁目地先公有水面埋立事業に関する平成26年度工事受委託契約の一部を変更する契約。変更契約年月日、平成27年1月26日。変更契約金額、400万円。契約の相手方、広島県西部建設事務所長。工期、平成26年7月4日から平成27年3月31日まで。

これは、当初計画していた工程の一部に遅れが生じ、事業量が減少したことにより負担金が1,600万円から400万円に減額となったため、当初の契約を変更したものです。引き続き広島県と連携し、早期完成を目指して事業を推進してまいります。

5点目が、江田島市カキ祭等についてでございます。

2月1日、江田島町小用港みなと公園で江田島市カキ祭及び中晩柑類品評会が開催されました。当日は約6,000人の来場があり、焼きガキやカキ汁などの試食、農水産品の販売に長い行列ができ、旬の味覚を味わっていただきました。また、ステージではフォトコンテスト表彰式や市民参加型ゲームも行われ、大変盛り上がりました。毎年同時開催している中晩柑類品評会には、デコポンやネーブルなど137点の出品があり、優秀作品の表彰後には即売会が行われました。ことしも宮城県気仙沼市カキ養殖業者復興支援募金が企画され、13万5,769円の募金が集まりました。御協力いただいた関係機関・団体の皆様に感謝申し上げます。

6点目が、住宅宣言吉島「江田島かきまつり」についてでございます。

2月7日、8日の両日、広島市中区の吉島住宅展示場で恒例の江田島かきまつりを開催しました。このイベントは広島市内で江田島産カキや特産品をPRするもので、広島市近郊から2日間で約5,300人の来場がありました。会場では焼きガキを初め、カキを使ったメニューが好評を博したほか、鮮魚や晩柑類などのブースにも行列ができました。今後もカキを初めとする特産品のPRに積極的に取り組んでまいります。

7点目が、江田島市総合計画審議会の答申についてでございます。

2月10日、江田島市総合計画審議会の中谷隆会長から第2次江田島市総合計画基本計画についてを答申を受けました。この答申を受け、平成27年度からの10年間、「協働と交流で創り出す『恵み多き島』えたじま」を目指し、毎年の市民満足度調査の評価を踏まえて実効性のある施策及び事業を推進してまいります。

8点目が、江田島市行財政改革審議会についてでございます。

2月13日、市役所で第1回江田島市行財政改革審議会が開催されました。初めに会長の選任を行い、江田島市社会福祉協議会事務局長の堂野崎平委員が選任されました。

会議では、第3次江田島市行財政改革大綱の策定について審議していただくよう会長に諮問し、今後の会議の進め方についての協議が行われました。

9点目が、災害時における物資供給に関する協定の締結についてでございます。

2月16日に市役所でNPO法人コメリ災害対策センターと災害時における物資の供給に関する協定を締結しました。この協定は、地震、風水害その他の大規模な災害が発生し、日用品等が不足する場合に、必要な物資を迅速かつ円滑に供給することを目的としたものです。

10点目が、各種定期総会等についてでございます。

このことについて、別紙1のとおり開催され、市長、副市長、教育長及び関係課長が出席しました。

最後に11点目、工事請負契約の締結についてでございますが、別紙2のとおり契約を締結いたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定による定期監査の結果報告並びに地方自治法第235条の2第3項の規定による平成26年11月及び平成26年12月に係る例月出納検査に対する監査の結果報告がお手元にお配りしたとおり提出されておりますので、ご覧いただくようお願いいたします。朗読は省略いたします。

以上で議長報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（山根啓志君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において15番 山本一也議員、16番 新家勇二議員を指名いたします。

### 日程第3 会期の決定

○議長（山根啓志君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月13日までの17日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は17日間と決定いたしました。

### 日程第4 諮問第1号～日程第7 諮問第4号

○議長（山根啓志君） この際、日程第4、諮問第1号から日程第7、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの4案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま一括上程されました諮問第1号から諮問第4号までの人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

最初に議案書1ページ、諮問第1号でございます。

平成27年6月30日で任期満了となる次の人権擁護委員を引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

推薦したい方は、住所が江田島市江田島町小用〇丁目〇〇番〇〇号、氏名が小川壽子さんです。昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ、70歳でございます。小川さんは人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。

次に議案書3ページ、諮問第2号でございます。

同じく平成27年6月30日で任期満了となる次の人権擁護委員を引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

推薦したい方は、住所が江田島市江田島町切串〇丁目〇番〇号、氏名が尾崎しおりさんで、昭和〇〇年〇月〇日生まれ、56歳でございます。尾崎さんも人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。

続いて議案書5ページ、諮問第3号でございます。

同じく平成27年6月30日で任期満了となる次の人権擁護委員を引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

推薦したい方は、住所が江田島市沖美町三吉〇〇〇番地〇、氏名が米田眞知子さんで、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ、64歳でございます。米田さんも人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。

続いて議案書7ページ、諮問第4号でございます。

平成27年3月31日で任期満了となる人権擁護委員、山本幸さんの後任として次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

推薦したい方は、住所が江田島市大柿町飛渡瀬〇〇〇番地〇、氏名が堀尾正子さんで、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ、61歳でございます。堀尾さんは人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。

以上4件の諮問でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

本4案に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本4案はこと人事に関することありますので、討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

まず、諮問第1号についてお諮りします。

人権擁護委員候補者として小川壽子氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、小川壽子さんを適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号についてお諮りいたします。

人権擁護委員候補者として尾崎しおり氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、尾崎しおり氏を適任とすることに決定いたしました。

続いて、諮問第3号についてお諮りいたします。

人権擁護委員候補者として米田眞知子氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、米田眞知子氏を適任とすることに決定いたしました。

続いて、諮問第4号についてお諮りいたします。

人権擁護委員候補者として堀尾正子氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めま



す。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、堀尾正子氏を適任とすることに決定いたしました。

## 日程第8 議案第14号

○議長（山根啓志君） 日程第8、議案第14号 江田島市行政財産の使用料に関する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第14号 江田島市行政財産の使用料に関する条例案についてでございます。

地方自治法第225条及び第228条第1項の規定に基づきまして、行政財産の使用料について条例を制定する必要がありますので、同法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第14号について説明いたします。

議案書12ページから16ページに制定条文を、17ページに参考資料を添付いたしております。初めに制定内容を説明させていただき、その後に条文の説明をいたします。議案書17ページの参考資料をお願いいたします。

まず1、条例制定の経緯につきましては、本市では行政財産について、それぞれ設置及び管理条例を定め、その中で各種使用料を定めております。しかし、各条例の中には目的外使用に関する使用料の明確な規定がないものがございますので、地方自治法第225条及び第228条第1項の規定により、江田島市行政財産の使用に関する条例を制定するものでございます。

2、条例の内容につきましては、まず対象とする使用料は地方自治法第238条の4第7項の規定によります目的外使用許可を受けて行政財産を使用するものでございます。

(2)、使用料の額は、ア、土地の使用料、これは年額ですが、固定資産税仮評価額に応じて1平方メートル当たり年額150円から1,090円の幅で段階的に設定しています。

なお、原則として当該価格の評価替えに応じ見直しを行うことといたしております。イ、建物の使用料、年額ですが、次の計算式により年額を算出いたします。近隣民間事例の平均平方メートル単価、月額ですが、これに調整率、使用面積、使用期間、消費税率を掛けたもので算出いたしております。ウといたしまして、前述のア、イによりがたい市長が認めるときは、市長がその都度定めることといたしております。エ、他の条例に目的内使用料の定めがある場合は、目的外使用料はその5割増しを基準に市長がその都度定めるといたしております。

3、使用料の徴収方法は、ア、一時的に使用する場合は使用の許可をするときにその全額を徴収する。イ、使用料の額が月額または年額で定められている場合は、全額を使用期間が1年以上にわたる場合は年度ごとです。市長の指定する日までに徴収する。ウ、使用期間の中途において、使用の目的、使用の態様または使用の面積、長さ、本数もしくは個数の変更により使用料の額を増加すべき場合は、増加分を市長の指定する日までに徴収する。エ、特別な理由があると認めるときには、分納または後納が可能といたしております。

施行期日は平成27年4月1日です。

議案書12ページをお願いいたします。

条文内容について説明いたします。

まず第1条、趣旨ですが、行政財産を目的外使用許可を受けて使用する場合は使用料について必要な事項を定めることといたしております。

第2条、使用料の額は、他の条例に使用料の定めがない場合は別表第1及び別表第2のとおりとし、定めがある場合は、その使用料の額の5割増しを基準として市長がその都度定めることといたしております。

第3条、使用期間等の計算は、使用料の額の算定の基礎となる基準日、使用期間及び端数処理等を定めております。

次、13ページをお願いいたします。

第4条、使用料の徴収方法は、徴収時期や分納等の特例措置を定めております。

第5条、使用料の減免は、減免規定を設けています。

次、14ページをお願いいたします。

第6条、使用料の還付は、返還規定をここで定めております。

第7条、委任は、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定める委任規定を設けております。

附則といたしまして、施行期日をこの条例は平成27年4月1日から施行するとしております

次、15ページをお願いいたします。

別表第1として、土地使用料の額を定めております。

次、16ページをお願いいたします。

別表第2といたしまして、建物使用料の算定式をお示しいたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 1点だけお尋ねしますが、目的外使用という概念がどうもようわからんのだけど、具体的な例を示してちょっと説明してもらえればありがたいんですが。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 財産の中には四つ財産の規定がございまして、この中に公有財産、物品、債券、基金という四つの財産がございます。その中の公有財産の中に行政財産と普通財産がございます。その行政財産は、根拠は市において公用または公共用に供し、または供することを決定した財産ということで、公共用に使う財産を行政財産という定義いたしております。

この行政財産も二つございまして、公用財産、これは市が直接使用する施設、例えば庁舎とか消防施設など市が直接使用する施設、それと公共用財産は市民が共同利用する財産、これは学校とか図書館、公民館、公営住宅、公園など、これはこういった目的によって定められて設置及び管理条例のもとに管理をして使っていただいておりますが、この目的以外の使用をされる場合につきましての今回基準を設けるといことで条例制定の条文を上げさせていただいております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 例えば学校の運動場を借りるじゃん。そしたら、そこで町民運動会をするんならええとしても、その使い方がようわからんもんね。目的外いうても、例えば公民館なら、公民館を借りてたら踊りを踊ったり演劇したりするのに借りるときは目的内で、目的外いうたら具体的にどういうふうなのが目的外になるのか、その目的外いう概念がね、どうも頭が悪いからかぴんとこんのじゃけど、どういうのがあるのかを具体的に。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 一応この条例の制定の可決されましたら基準等を設けるような予定にいたしております。その基準の中に、例えば行政財産のあるところに行くのに隣接の人が真にやむを得ないため利用する。例えば冠婚葬祭、葬式とか何かのときに行政財産のところを歩いていけないといけないような場合とか、公の施設の普及のための講演会や研究会、例えば行政目的と違う目的でその施設を使用するような場合とか、テレビやラジオ、携帯電話などの鉄塔とかそういったものがございますが、そういった用のために中継局を設置するような場合とか、例えば市役所の中に自動販売機とか何か置きますよね。そういった部分については福利厚生の部分になりますので、そういうのは一応基準を設けるような形でやっております。

○議長（山根啓志君） 16番 新家議員。

○16番（新家勇二君） 13ページ、第5条の（2）その他市長が特別の理由があると認めたとときと記載しておるんですが、その特別の理由があるときの減免をする、そのときの条件とか、どういうふうなものを想定しているのか。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 一つの例を挙げますと、例えば今太陽光発電とか何かを建物の屋上へつけるとか土地の上に市有地の上にやるような場合で、行政財産の目的外使用の案件に沿うようなものであれば、そういったものについてを想定いたしております。

○議長（山根啓志君） 16番 新家議員。

○16番（新家勇二君）　　そういうケースの場合、市長にお願いしたら、じゃあさっき片平議員がおっしゃったような目的外使用の場合は割り増しになるおそれがある。そういう市長に相談して認められた場合には減免が受けられる。そこらはどういうふうに話を持っていくかによって、金額がここに表示されたものより増減がすごい出てくるように思うんで、だから一般的に短期的に借りるんだったらこれでいいんですけど、その目的外によって高くなったり、市長が認めるときには安くなったりとわかりにくいような気がするんですが、そこらは附則とかでやっていくのかどうか、そこらを教えてください。

○議長（山根啓志君）　　土手総務部長。

○総務部長（土手三生君）　　目的外使用許可の使用料につきましては、基本的には土地については別表1、建物については別表2の算定によって算出していきます。例えば今私が御説明申し上げました太陽光発電とかいうような場合は、この算定式にはちょっとそぐわないような要素がございます。そういったことで、例えば太陽光発電の屋根貸しを、行政財産の屋根の上へつけるような場合でしたら、これは基本的には業者さんがつけられるような形にはなるんですが、売電料金とあと係数の関係がございまして、そこらのいろんな要素がございます。そういった分については入札とかプロポーザルとかそういったことの活用をして、その単価が出た分で一応業者を決めさせていただいて、その単価を出すというような部分が市長が特別にそういった部分で判断をしていくような分の中に入ってくると思います。

　　以上です。

○議長（山根啓志君）　　16番　新家議員。

○16番（新家勇二君）　　最後ですが、例えば今部長がおっしゃられた屋根なんかの固定資産税の評価はどういうふうを考えられとるかとか、はてななんですが、そこら何かよくわかる状態でまた実施していただけるようお願いしておきます。

○議長（山根啓志君）　　ほかにありませんか。

　　9番　山本秀男議員。

○9番（山本秀男君）　　具体的なところですよ。例えば自動販売機や何かがこれらに該当するのかなというように感じるんですが。

　　それで、別表第1に電柱類と、1本700円ですと。これは中国電力に該当するんですか、先ほど言われた市長が特に定めるということで減免対象になるのか、これを教えてください。

○議長（山根啓志君）　　土手総務部長。

○総務部長（土手三生君）　　15ページの別表1の土地の使用料のところの部分に入ってくるんですが、中電とかN T Tというそういった分につきましては、電柱類は1本年額700円というような基準を設けて運用させていただきたいと考えております。

○議長（山根啓志君）　　9番　山本秀男議員。

○9番（山本秀男君）　　そうすると、相当数の数があるかと思うんですけどね、大体どれくらい考えとるんですか、これを教えてもらえんですか。

○議長（山根啓志君）　　土手総務部長。

○総務部長（土手三生君）　　ちょっと今本数は数字的には持ってないんですが、現時点で一応今、中電柱とかN T T柱につきましては、一応目的使用で使用料はいただいております。

○議長（山根啓志君）　　9番　山本秀男議員。

○9番（山本秀男君）　　現時点で使用料取っとるんですか。

○議長（山根啓志君）　　土手総務部長。

○総務部長（土手三生君）　　これは一応今のこれまで減免、目的外使用許可の条文が載ってない部分の補完をするために統一的な基準を定めたいという部分で今回制定させていただいております。他の条例の中で使用料を定めているような分につきましては、その条文を使っていくような形でやっておりますので、これはあくまでも条例で基準を定めてない部分の目的外使用についての基準を定めたものでございます。

　　以上です。

○議長（山根啓志君）　　ほかに質疑はありませんか。

　　11番　胡子議員。

○11番（胡子雅信君）　　今回そういった使用料の明確な基準がなかったので、新たに設けてそれを統一していきましようという流れの中での条例になるかと思うんですけど、今じゃあ、これまで要はどの条例にもひっかからないようなものがあるということをつくるわけなんですけれども、じゃあこれまでどういった対応をなされてきたのかなというところを教えてくださいと思います。要は基準ができてようやく明確に根拠があるわけなんですけれども、それまでそういった案件があったのかどうかと、あった場合どういうふう処理されたのか、そのところを教えてください。

○議長（山根啓志君）　　土手総務部長。

○総務部長（土手三生君）　　基本的には今議員のおっしゃったようなケースの分につきましては、ここの別表の1と2に定めるものを参考にいたしまして、そこらの運用をさせていただいておったんですが、今回こういった部分の明確化を図るために条例を制定させていただいたような経緯でございます。

　　以上です。

○議長（山根啓志君）　　11番　胡子議員。

○11番（胡子雅信君）　　わかりました。条文できっちり明確化ということです。

　　これ、ないと思うんですけれども、結局目的外使用とかこういったその他条例にも入ってなかった部分が統一的に処理されたということでもいいですよ。Aはこのパーセンテージ、Bはこのパーセンテージということはないということですよね。

○議長（山根啓志君）　　土手総務部長。

○総務部長（土手三生君）　　議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（山根啓志君）　　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

　　質疑なしと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第9 議案第15号

○議長(山根啓志君) 日程第9、議案第15号 江田島市保育施設給食センター設置及び管理条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第15号 江田島市保育施設給食センター設置及び管理条例案についてでございます。

保育施設給食センターを設置するに当たり、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づきまして、条例を制定する必要がありますので、同法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長(山根啓志君) 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長(島津慎二君) ただいま上程されました議案第15号 江田島市保育施設給食センター設置及び管理条例案について説明いたします。

19ページから20ページまでが条例制定文でございます。21ページから22ページまでが条例案の附則による現行条例を改正する新旧対照表を参考資料として添付しております。また、先ほど総務部長から説明がありました本日皆様のお手元に配付しております条例案の参考資料をもとに、まず説明したいと思います。

それでは、この参考資料からまず説明しますが、1の要旨でございます。

子供の成長に応じたきめ細かな給食の提供と将来に向けた効率的な運営を目指すため、共同調理場の3施設のうち大柿学校給食共同調理場を保育施設専用の給食調理場に再編するものでございます。

次に、掲げる目標としては、1、食への関心を高め、正しい食習慣、食生活を推進します。2として、全ての保育施設で統一された給食を提供し、食育の推進を図ります。3番目に、発達段階に応じ、安全で安心な給食を提供したいと考えております。4番目に、地元の農水産物を活用した地産地消を推進し、地域、生産者、食材に対する関心を高めたいと思います。5番目に、給食に親しみを感じられるよう愛称をにこにこ給食セ

ンターとします。6番目に、保育施設と給食センターが交流する機会を設け、調理に携わる方への感謝の気持ちを醸成するというふうな目標を掲げます。

3の再編計画でございますが、図にありますように、大柿学校給食共同調理場を下の図の左側、保育施設給食センターに位置づけ、市内の保育施設全てに給食を提供するというようにしております。

次のページでございますが、4の期待される効果としては、1では、食材を一元的に発注することで、子供の成長に応じ食材の確保と一括搬入による経費削減が見込まれると思います。2番目には、大柿学校給食センターを保育施設用として位置づけ、ほかの2施設を学校給食専用と考えております。夏休みなど長期の休暇に係る人件費、光熱水費などの維持管理費の削減が見込まれるものと思います。3番目には、地元で生産された農水産物を積極的に活用することが見込まれると思います。

それでは、条例案について説明いたします。

19ページをお開きください。

第1条に、設置について規定しております。第2条は、名称を江田島市保育施設給食センターといたします。位置は大柿町大原704番地4、現在の大柿学校給食共同調理場です。第3条から第6条については、給食を提供するための運営について規定しております。

次に、21ページをお願いします。

よろしいでしょうか。

附則による現行条例の改正について参考資料により説明します。

二つの現行条例について附則により改正するものでございます。

まず、江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部の改正についてですが、第1条の趣旨については、学校給食法改正に伴う条ずれの整理でございます。第2条表中の「大柿学校給食共同調理場」を削除します。第5条には、給食共同調理場を運営するための委員について、「保育園関係者委員」を削除することとしています。

次に、江田島市職員定数条例の一部改正でございます。

次のページをお願いします。

第2条(1)市長の事務部局の職員にウ、保育施設給食センターの職員3人を追加し、(1)の総数を363人とします。(8)の教育委員会の事務部局の職員ウ、学校給食共同調理場の職員を10人から7人に改正し、8の総数を46人とします。

なお、第1条で施行期日を平成27年4月1日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。

○議長(山根啓志君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 中下議員。

○4番(中下修司君) この条例の趣旨は目的ですね、非常にいいと思いますけど、経費面でどんなんでしょうということも1点伺いたいと思います。

○議長(山根啓志君) 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 経費的には3施設のうち学校施設専用、そして保育施設専用というふうに分類しますので、学校施設であれば夏休みの間、そういう長期休暇ですね、夏休み、春休み、冬休み、この間を給食を提供しませんので、小学校、中学校は。その間、施設の運営に係る光熱水の費用及び給食調理に携わる人件費部分、これが削減できるのではないかと。額についてはちょっと教育委員会のほうの数字となりますので、申しわけありません。

○議長（山根啓志君） 4番 中下議員。

○4番（中下修司君） 結論として、減るのか、ふえるのかということだけ聞きたいと思います。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 保育所専用ということで初期投資を幾らかしております。ですから、初期投資の部分を除く今後のランニングコストですね、これについては減少するものと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 4番 中下議員。

○4番（中下修司君） わかりました。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 今の説明では、いわゆる学校給食になる秋月と中町については小学校用だということで、夏休みの期間は、いわゆる調理員さん、これについては、この方も夏休みになると、いわゆる給料もないということで理解していいんですか。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 臨時調理員さんの件でございますが、夏休みに関して約20日から30日は賃金がなくなるということで考えております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第 10 議案第 16 号

○議長（山根啓志君） 日程第 10、議案第 16 号 江田島市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 16 号 江田島市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例案についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する等の必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第 16 号について説明いたします。

議案書 24、25 ページに改正条文を、26、27 ページに新旧対照表を、28 ページに参考資料を添付いたしております。初めに主な改正内容を説明させていただき、その後、議案の説明をいたします。

議案書 28 ページの参考資料をごらんください。

1、今回の改正の主な趣旨は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、教育長は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する特別職の職員になるため、関係条例における規定の整備を行うものでございます。

2、今回改正する関係条例は、表のとおり 4 条例でございます。新旧対照表のほうで説明いたしましたほうがわかりやすいですので、改正等の内容、議案書 26 ページの新旧対照表をお願いいたします。

右が現行条文、左が改正案です。

まず一番上、江田島市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正です。第 1 条に特別職の職員として教育長を加えております。別表第 1 に教育長の項を加えまして、給料月額も規定いたしております。

次、中ほど、江田島市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。別表、教育委員会の項について、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置することから、教育長の部分を削り、委員のみといたします。

次に、一番下の江田島市特別職報酬等審議会条例の一部改正でございます。報酬審議会の新教育長が審議対象となりますので、第 1 条中に教育長を加えております。

次、27 ページをお願いいたします。

江田島市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止です。新教育長を常勤の特別職に規定するため、この条例を廃止するものでございます。

議案書の24ページをお願いいたします。

下から3行目、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により、教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）が在職する場合においては、その教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）の翌日から適用するをいたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第11 議案第17号

○議長（山根啓志君） 日程第11、議案第17号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第17号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

人事院勧告に準じて一般職の職員の給与を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第17号について説明いたします。

議案書30から34ページに改正条文を、35、36ページに新旧対照表を、37ペ

ージに参考資料を添付いたしております。初めに主な改正内容を説明させていただき、その後に議案の説明をいたします。

議案書 37 ページの参考資料をお願いいたします。

1、今回一部改正を行う条例の名称は、江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案です。

初めに、昨年 8 月に出されました平成 26 年人事院勧告のポイントは、大きく分けまして二つございました。まず一つ目が、民間給与との格差を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら、給料表の水準及びボーナスを引き上げる勧告で、この引き上げ分につきましては、昨年 12 月の議会で議決をいただいております。

そして、勧告の今回二つ目のポイントになります平成 27 年度から給料表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しへの取り組みであります。今回この二つ目のポイントの勧告を受けまして改正するもので、主な改正内容は 3 点ございます。

まず 1 点目が、2 番にお示ししております給与月額を引き下げでございます。

(1) 民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するため、俸給表水準を平均 2% 引き下げるものでございます。

(2) 1 級（全号俸）及び 2 級の初任給に係る号俸は引き下げを行わない。3 級以上の高位号俸については、50 代後半層における官民の給与差を考慮して最大 4% 引き下げるものでございます。

(3) 平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を支給するといたしております。引き下げ対象者は表のとおり 327 名でございます。

次に 2 点目は、3 の単身赴任手当の引き上げです。

(1) 基礎額を 2 万 3,000 円から 3 万円に引き上げるものです。

(2) 現在交通距離に応じて支給している加算額の限度額を 4 万 5,000 円から 7 万円に引き上げるものです。新たに再任用の職員についても支給するものでございます。

次に 3 点目は、4 の管理職特別勤務手当の支給です。災害への対応等の臨時・緊急の必要により、やむを得ず平日深夜午前 0 時から午前 5 時までの間に勤務した場合、勤務 1 回につき 6,000 円を超えない範囲内で支給するものといたしております。実施時期につきましては、いずれも平成 27 年 4 月 1 日からを予定いたしております。

それでは、議案書の 30 ページをお願いいたします。

ここの条文では、単身赴任手当の引き上げと管理職特別勤務手当の支給の改正条文をお示しいたしております。

次に、31 から 33 ページの別表のとおり、一般職の給料表の改定を行うことといたしております。

次に、34 ページをお願いします。

附則として施行期日、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。また、給料の切りかえに伴う経過措置として 3 年間の現給保障及び規則への委任規定を定めています。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 2点ほど、非常にこれ何かわかりにくい条例というか説明なんだけど、参考資料のところで給料月額を引き下げが3点ほどあるんだけど、この民間賃金の低い地域における官民給与の要は格差があるところは2%引き下げるいうんで、江田島市はそれはどういうふうになるのか。ここが民間賃金が低いのか高いのかによって、職員の給料を2%下げるか下げんかということだろうと思うんだけど、それは該当するのかせんのか。

それと、ここの3に、平成30年3月31日までの間は俸給月額のほかにその差額に相当する額を支給するとなってる。それなら下げても下げてないことになるね、これはどうも、この書き方はね。そしたらこの条例は何のために出たんかなと思うんだけど、その2点をお尋ねします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 本市の場合、国の人事院勧告を尊重して、これまで給与の改定を行ってきておまして、今回の今片平議員がおっしゃった給料月額引き下げについての民間賃金の低い地域における官民格差の部分は、国の人事院勧告に準拠して全体で平均2%ですね、若年層は低く抑えて50歳以上の部分の年齢層につきましては4%ということで差をつけて、その格差の部分を全体の中で引き下げる方法にいたしております。

もう1点、3年間の給与の現給保障、要は現給保障ということです。今実際に支給されておる給料については3年間はその差額分は現給については保障しますということで、その差額分を3年間支給するということを経過措置を設けておる規定でございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） そうすると、平成30年3月31日までの間は保障しますよと、30年の4月1日からの報酬に対してはないということなんですか。要は、それじゃあ2%とか3%とか、最大50代の方は4%引き下げるわけじゃけんね。それが適用になるということなんですか、4月からは。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 一応3年間の間の経過措置でございますので、それぞれその年その年昇格、昇給する方もおられます。そういったところで縮まっていく部分もございますが、3年間の間に全部の方が今の現給まで上がるかということ、2%の部分上がるかどうかということは、全体の数の中では全員にそこまで上がることはまだおられるということは現実としてあります。一応この3年間をまず定めまして、3年後についてはそれぞれ今のいろいろ労使交渉とかそこの部分を含めて今後検討していくような、今の国にしても各県内の市町にしても、そういった方法で3年後の分については検討していきますというような今組合との協議にはなっておる状況です。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） ずっとね、これは私の給料じゃないですからええんやけど、公務員の賃金ずっと下がるとよね、この10年から15年間の間に。多分年間で言うたら10万円とか20万円下がるとんじゃないか思うんですよ。そういう中で、これは3年間は下げるいうてもそのまま上げましょうということなんだけど、今民間もアベノミクスがアベコベミクスになっとるんじゃないけど、給料上げいう春闘やりよるじゃないですか。そういう中で、また情勢も変わってくるとは思うんだけどね。それやけど、国が下げ言うたらそのまますぐ下げるとかいうてやりよったら、職員のやる気もなくなるんじゃないかと思うんですよ。賃金を下げられてよ、仕事だけはやれやれ言うて、行財政改革であれもせえ、これもせえ言われてよ。それで給料は人事院勧告でだんだん下げられてね。その辺は最後になるんじゃないけど、部長、どう思います、あなた。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 先ほど最初に私が今の冒頭説明申し上げました。大きなポイント、今回二つございました。その最初の12月に議決をいただいた部分が、これは民間との給与格差を埋めるため、要は景気とか先ほど今議員おっしゃったような景気動向とかそういった部分を人事院勧告が全国的に調べて毎年人事院勧告して、民間の給与との格差がある場合は引き上げるとか引き下げるとかいう措置をしております。ですから、景気が上に向かっていくようなときは今議員おっしゃったように民間の給与も上がってきますので、そこらの部分を踏まえた人事院勧告になる可能性もありますし、景気の低迷によって賃金下がってくるということになると、それに呼応して職員の部分についても下がってくるということが今の最初の1番目のポイントです。

今回の二つ目のポイントの部分は、これは民間の賃金の低い地域における官民格差ということの部分に着眼点を置いて今回引き下げることになっておりますので、二つそれぞれ違う要素がございますので、最初の景気とかそこらの部分の動向の分については、この12月に引き上げを行ったような措置がされるものと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） ちょっと給料表で具体的に確認をさせてください。

31ページに別表で改正後の給料表が掲げられております。その一番上、例えば7級の1号給、これは36万100円に新規になっております。現在は7級の1号給といえは36万7,500円のはずでございます。この36万7,500円をいわゆる3年間の持ち級として、来年例えばこの方が4号給上がったとします、定期昇給で。それだったら36万7,800円に新給料表ではなりません。そしたらもうこれで既に持ち級をオーバーしておるので、来年になったらこの方は、そのいわゆる差額の保障いうのはなくなるということによろしいわけですね。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 酒永議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
これより直ちに採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)

起立多数です。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
この際、暫時休憩いたします。  
11時25分まで休憩いたします。

(休憩 11時11分)

(再開 11時25分)

○議長(山根啓志君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第12 議案第18号

○議長(山根啓志君) 日程第12、議案第18号 江田島市行政手続条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。  
田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第18号 江田島市行政手続条例の一部を改正する条例案についてでございます。

行政手続法の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 土手総務部長。

○総務部長(土手三生君) 議案第18号について説明いたします。

議案書39ページから41ページに改正条文を、42から46ページに新旧対照表、47、48ページに参考資料を添付いたしております。初めに主な改正内容を説明させていただきます、その後に議案の説明をいたします。

このたび行政が行う処分、行政指導及び届け出等に関する手続に関しまして共通事項を定めた、言いかえれば基本的なルールとなるべきものを定めた法律、行政手続法が一部改正され、本年4月1日から施行されることとなりました。本市の江田島市行政手続条例の内容は、この行政手続法の中にあります、地方公共団体はこの法律の趣旨にのっ

とり必要な措置を講ずるよう努めることになっていることから、この手続条例にほぼ準拠して定めております江田島市行政手続条例の改正内容を踏まえて同様の改正を行うものでございます。

議案書の47ページ、参考資料をお願いいたします。

まず今回の改正理由は、行政手続法の一部改正に伴い、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利、利益の保護に資するという当該改正の趣旨に沿ったものとなるよう、江田島市行政手続条例の一部改正を行うものでございます。

2、主な改正内容は3点ございます。

1点目が行政指導の方式です。行政指導に携わる者は、これは行政の、役所のほうになるんですが、役所は当該行政指導をする際に、許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限の根拠規定、当該規定の要件及び当該要件に適合する理由を行政指導の相手方に示さなければならないこととなっております。

図で御説明いたします。

これまで行政指導をする際に相手方に示す事項は、右側の現行の①から③の事項でございましたが、今回左側改正案の下線部分の④から⑥の事項を追加するものでございます。

次に2点目は、(2)行政指導の中止等の求めです。

図のほうで説明させていただきます。

まず、一番上の①の市の機関が法令または条例等に違反する行為の是正を求める行政指導を相手方に行います。②これに対して相手方が法令または条例等の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合、③市の機関に対して当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができます。④行政指導の中止等の申し出を受けた市の機関は必要な調査を行います。⑤その結果、当該行政指導が法令または条例等の要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置を行政、市の機関は講ずることとなります。

次、48ページをお願いいたします。

次に3点目は処分等の求めです。

図のほうで説明いたします。

まず、①何人も法令または条例等に違反する事実がある違反者に対し、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思うときは、次、②のほうの当該処分をする権限を有する行政庁または行政指導をする権限を有する市の機関に対しまして、当該処分または行政指導を行うことを求めることができます。③処分等の求めの申し出を受けた行政庁または市の機関は、まず必要な調査を行います。④その結果に基づきまして、必要があると認めるときは、違反者に対し当該処分または行政指導をしなければいけないこととなります。

3、施行日は、行政手続法の一部を改正する法律の施行日と同じ平成27年4月1日を予定いたしております。

なお、4、その他といたしまして、手続条例の一部改正により生じた条ずれを解消するため、附則において江田島市市税条例の一部改正を行うことといたしております。

議案書の39ページをお願いいたします。

ここの改正条文では、字句の整理と行政指導の方式の追加規定を加えております。

次に、40、41ページにかけまして、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めの追加規定と、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行することとしており、また条ずれを解消するため、江田島市税条例の一部改正を行うことといたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第19号

○議長（山根啓志君） 日程第13、議案第19号 江田島市保育園条例及び江田島市認定こども園条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第19号 江田島市保育園条例及び江田島市認定こども園条例の一部を改正する条例案についてでございます。

子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めますのでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） ただいま上程されました議案第19号 江田島市保



育園条例及び江田島市認定こども園条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

50ページから51ページまでが改正する現行条例文でございます。52ページから53ページまでが改正する条例案の新旧対照表を参考資料として添付しております。また、先ほど総務部長から御案内がありました、お手元に配付しました一部改正の条例案について参考資料を配付しておりますが、まずこの参考資料により改正の概要を説明いたしたいと思っております。

改正の趣旨でございますが、子ども・子育て支援新制度の制度改正に伴い、利用者に対し給付費制度が導入され、保育料の徴収根拠が改正されました。そのため所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、保育料は保育園入園に要する費用、そして入園後の保護に要する費用、保育の実施に要する費用等を保護者に負担していただくこととされています。利用者に対する給付費制度が導入されたことから、条例に徴収する根拠を定める必要がございます。費用徴収を条例で定める場合、上限額や範囲等を条例に規定する必要がございます。

次のページをお願いします。

次のページに施設型給付費とあります。これまで保育所の運営に係る費用は保育所運営費として交付税で措置されておりました。しかし、新制度では、この運営費を施設型給付費として同じく交付税で措置されることとなっております。

次の公定価格については、1号、2号、3号の認定児童がございます。認定区分に応じて保育料の必要量などを考慮し、施設運営に必要な費用を国が定めます。

最後のページをお開きください。

上の図がお金の流れを図式化したものでございます。右の歳入に太枠に交付税とあります。その中に④として法定代理受領、これを括弧して個人給付相当額とあります。これは公立施設の場合であれば、会計上給付費部分が法定代理受領、この法定代理受領とは、市が保護者にかわって代理するというところでございます、となりますので、お金の流れは相殺され、予算上には計上されません。

それでは、最初のページをお願いします。

右の図をごらんください。

国が定めた公定価格のうち施設型給付費が交付税措置され、これを市が法定代理受領し、保護者からの保育料と合わせて施設の運営費に充てます。ですから、利用者の視点からすれば、現行制度と同様に規則で定めた保育料のみを負担していただくこととなります。この改正は認定こども園も同様となります。

次に、改正する条例案を新旧対照表の参考資料により説明いたします。

52ページの参考資料をお願いします。

本条例案は、二つの現行条例の一部を改正するものでございます。

まず、江田島市保育園条例の一部改正について説明します。

第6条は、保育料について規定しています。先ほど述べたように、国が定める公定価格により算定した費用の額を使用料として納めていただくことを規定しています。第2項に、その使用料は別に規則で定めます。

第10条は、子ども・子育て支援法に基づく字句の整理でございます。

次に、江田島市認定こども園条例の一部改正について説明いたします。

第7条は、保育料について規定しています。第1項は先ほどの江田島市保育園条例の説明と同じでございます。

次のページをお願いします。

第2項の第1号は、保育料を江田島市保育園条例施行規則により徴収することを規定しています。同じく第2号は、授業料を江田島市認定こども園条例施行規則により徴収することを規定しています。第3項の第4条、第1項第3号に規定する事業とありますが、現在子育て支援センターで行っておりますような子育て情報の発信であるとか子育てに関する悩みや相談業務などについては、認定こども園でも行うこととなります。子育て支援センターと同様に、これらに要する費用を無料とするものでございます。

第4項では、延長保育、一時保育に係る負担金について徴収することを規定しております。第1号では、江田島市時間延長型保育サービス事業実施要綱で規定し、第2号では、江田島市一時保育事業実施要綱により規定します。

第10条及び第11条は字句の整理でございます。

最後に附則で施行期日を平成27年4月1日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） ようわからんですが、要は保護者負担ですね、使用料を定めるのには当然前年度の所得に応じて定められるんですが、所得が同じだったら保育料は変わるのか、あるいはもう全く保育料自体が制度が変わって保護者の負担が変わるのかどうか、そこらあたりを教えてほしいんですけども。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 新しく始まる支援制度では、これまでは保護者の負担は所得税によって算定されておりました。これからは、江田島市が賦課しております住民税によって使用料が決定されます。その場合、これまでは所得税をもとに賦課しておりましたが、根本的に基本となる基準額、税が変わりますので、これまで所得税で賦課していた基準額、使用料がありますよね、その所得税の範疇に係る住民税、例えば10万円の所得税がかかっていたと、そういう人は住民税であれば幾らから幾らまでの人がその範疇であるよと、同じランクに位置したところへ使用料を設定しております。ですから、10万円の所得税で使用料が5万円であった方は、基本的には同じような額が設定されております。あくまでも使用料の額については国が基本的にまた基準を制定しておりますので、そっちに準拠した額で行っておりますが、基本的には今まで所得税、その額に見合った額を支払っていただくというふうになっております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） ようわからんのですが、要はモデルケースじゃないけどね、参考資料でモデルケースを示されて説明していただいたら非常によくわかるんですが、これだけで説明されるとどうなるんでしょうか。我々は保護者からこれに関して一体どう負担額は、使用料はどれだけになるのかのうと言われたら説明がつかんのですが、ええ方法はないでしょうかのう。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 今、御指摘のとおり、市民の皆様から質問があれば答えづらいということでございますので、これまで規則で使用料を定めておりました。それまでの表とこのたび改正した表を、この所得税の方は新たにこの住民税のランクになるからという表をちょっと考えてみたいと思います。準備ができ次第、皆様の手元にお示ししたいと考えます。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 先ほどの保育園の給食の件なんだけど、給食センターが変わるじゃない、保育所の方は保育所、学校の方は学校。それで、認定こども園で昼までに行く人の給食というのはどういうふうになる。給食はある、ない。それで費用の問題もあると思うんだけどね。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 認定こども園、1号認定の子供さんになりますが、1日のスケジュールで言いますと、昼、給食をとった後に降園して帰っていただくというふうになります。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） そうすると、当然給食代は、食事代は保護者負担になるんだろうと思うんだけど、給食代ようけ要るけ、もう食べずに帰るわいう人も出るかもわからんけど、そういう人は、それじゃあそうしてくださいと、そういうふうにするのか、その辺はどういうふうになっとるのか、まだ決まってないのか、これから考えるのかでいいですから。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） すみません、ちょっと正しい回答になるかどうか、ちょっとうる覚えなんですけど、給食費は保育料の中に入っとったような、また回答します。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 1 4 議案第 2 0 号

○議長(山根啓志君) 日程第 1 4、議案第 2 0 号 江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第 2 0 号 江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

交通船事業を指定管理者制度に移行して運営するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長(山根啓志君) 前企業局長。

○企業局長(前 政司君) 議案第 2 0 号 江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

内容については、5 5 ページから 5 6 ページに改正条文、5 7 ページから 5 8 ページに改正する条例案の新旧対照表を参考資料として添付しています。

5 7 ページの参考資料により説明します。

本案は、交通船事業の公設民営化の移行に伴う必要な規定の整備を行うものです。現行の下線部分を改正案の下線部分に改正するものです。

第 1 条中の「下水道事業」を「及び下水道事業」に改め、「及び交通船事業」を削ります。

第 2 条第 1 項第 3 号を削り、同条第 2 項中の「及び交通船事業」を削ります。

第 3 条第 4 項を削ります。

附則第 2 条で、江田島市船員の給与の種類及び基準に関する条例と江田島市旅客定期航路事業運送条例を廃止します。

5 8 ページに移りまして、附則第 3 条で、江田島市特別会計条例第 1 条に(5) 江田島市交通船事業特別会計を加えます。

附則第 4 条で、江田島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 1 条中「(船員を除く。以下同じ。)」を削ります。

附則第5条で、江田島市旅客船設置及び管理条例の附則に第3項を加えます。

なお、施行期日は江田島市旅客船設置及び管理条例の施行の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 55ページの附則の中で施行期日がうたわれております。第1条として、この条例は江田島市旅客船設置及び管理条例の施行の日から施行することになっております。条例自体は平成26年の10月30日に施行されておると思いますが、その中で、この江田島市旅客船設置及び管理条例の施行の日というのは、附則で公布の日から起算して1年6カ月を超えない範囲内において規則で定める日とされております。この日にち、規則で定める日とありますが、規則で既にこれは定められておりますでしょうか、お聞きします。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） 規則で定める日というのは、今指定管理者への移行を目指しておる平成27年10月1日を目指しておるわけですが、この後、審議いただく指定管理者の指定の議決をまだいただいておりませんので、議決をいただいた後、指定管理の候補者と協定書を結ぶことができましたら、それに従って規則を定めたいというふうに考えております。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） わかりました。今後指定管理の協定書の締結次第で規則の改正で決めていくということでございますね。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） はい、お見込みのとおりです。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 1 5 議案第 2 1 号

○議長（山根啓志君） 日程第 1 5、議案第 2 1 号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 2 1 号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案についてでございます。

消防法施行令の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長をして説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（山根啓志君） 小林消防長。

○消防長（小林 勉君） 議案第 2 1 号について説明をいたします。

議案書の 6 0 ページに条例改正案、6 1 ページに新旧対照表、6 2 ページに参考資料として江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案についてを添付しております。

6 2 ページの参考資料により説明をいたしますので、お聞きください。

1 の改正の概要でございますが、消防法施行令、以下政令と申しますが、この一部改正により自動火災報知設備の設置基準が改正されることにより、現行火災予防条例の基準と重複することとなりますので、その部分を削除するものでございます。

2 の政令の改正に至る経緯でございますが、平成 2 4 年 5 月に発生をした福山市のホテル火災を踏まえて開かれましたホテル火災対策検討部会で小規模施設の実態について再検証がなされ、就寝を伴う施設では、特に夜間に火災が発生した場合の人命危険が高く、いち早く火災を覚知できる自動火災報知設備の設置が必要であると基準の見直しが行われました結果、条例で規定する範囲も含めて政令で規制されることとなりました。

3 の規制の内容でございますが、ホテルや旅館に対して、政令で延べ面積 3 0 0 平方メートル以上のもの、条例で延べ面積 1 5 0 平方メートル以上のもの、つまり 1 5 0 平方メートル以上のホテル、旅館については自動火災報知機の設置を義務づけておりましたが、政令の改正により、延べ面積にかかわらず設置が義務づけられましたので、下の図のように条例での規制が不要となり、これを削除するものでございます。

4 の施行期日等につきましては、政令の施行日に合わせて平成 2 4 年 4 月 1 日からとしております。経過措置といたしまして、政令で平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの 3 年間に猶予期間としておりますので、改正後の江田島市火災予防条例におきましても同様といたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 一つちょっと気になることがあるんですけども、62ページの参考資料の用語の定義の中で、旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するものがあります。例えば現在今江田島市では、修学旅行生の受け入れで民泊等を行っておりますが、これらの民泊家庭に対する家屋についての対象になるかどうかということを確認をしたいと思います。

○議長（山根啓志君） 小林消防長。

○消防長（小林 勉君） 民泊家庭が旅館、ホテルに該当するかという御質問でございますが、旅館、ホテルというのは宿泊料を取って不特定多数の人を泊めるという業なんです。これが全国で規定をされておりますが、民泊については体験料のみということで、ホテル、旅館に該当しないと、こういうことでございます。ですから、この法令に該当しませんが、夜間に宿泊するということなので、住宅用火災警報器、消火器、こういったものの指導をさせていただいております、安全確保のため。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第16 議案第22号

○議長（山根啓志君） 日程第16、議案第22号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第22号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

江田島市旅客船について、瀬戸内シーライン株式会社を指定管理者として指定したい

ので、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第22号について説明いたします。

本議案は、市営で運航してきました中町・高田・宇品間の航路を指定管理者制度に移行して運営するため、その指定管理者を指定したいので提案させていただいたものでございます。

議案書63ページをお願いいたします。

今回お願いする施設の名称は江田島市旅客船、指定管理者は瀬戸内シーライン株式会社、所在地、広島市南区宇品海岸一丁目12番23号、指定の期間は平成27年10月1日から平成32年9月30日までの5年間です。

なお、次の64ページに参考資料、指定管理者の選定資料として、内容は、1、施設の概要、2、指定団体（候補者）の概要、3、指定管理者（候補者）の業務の範囲、4、指定の期間、次、65ページに5、指定管理料、6、選定の理由をお示しいたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 瀬戸内シーライン、親会社が瀬戸内海汽船だと思うんですけど、ここの経営状態が非常に悪いというのは皆うわさでは出とるんですが、親会社が倒れても子会社がしっかりやってくればいいんですが、この会社が親会社が倒れて子会社がやらなくなった場合は想定しておるんですか、してないんですか。

それと、最近三次か庄原のほうでも、いわゆる指定管理者が撤退するというふうな問題も起こっておるわけなんですけど、経営状態がずっと黒字でいけばいいと思うんですが、赤字がずっと続くような場合に、もうやめますよというふうなことが起こった場合にはどうされるのか、その2点をお尋ねします。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） 瀬戸内海グループの経営状態は大丈夫かということであったと思いますが、審査においては、瀬戸内シーライン株式会社の経営資料を取得の上、経営上の観点を踏まえて選定をさせていただいております。また、そもそもこの指定管理者の選定の前提としまして、指定管理者は当然、今後、地域の公共交通を担う事業者として、期間中、5年間でありますけれども、期間中の運航を確保するという覚悟と強い責任感を持って応募されたものと考えております。しかしながら、もし不測の事態、予期しない不測の事態が生じた場合には、私どもは航路の確保を最優先に考えなければなりませんので、そういった事案が発生した場合には、指定管理者と協議をして対応したいというふうに考えております。まず、これからスタートするという段階であります



ので、私どもは指定管理者が、この選定委員会に臨んだ気概を信じて、ともに協調しながら5年間守り、その後も航路を守るために最善を尽くす所存でございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 指定管理料のところ、支払わないところで締結されるわけなんですけれども、ただしというところで、今、昨年11月の産油国の減産で原油価格下がっております。燃油のほうも今下がっておりますので、当面は今、余り、当面というか、この直近では、ちょっとほっとしているところなんですけれども、そこで、ここにありますのは、燃料価格が著しく高騰するなどという、一つの検討する段階の要因がありますけれども、これは今度、指定管理者となられる方と協定を結ぶ中で、例えば一定のガイドライン、燃油がリッター何の段階でという、ガイドラインの数値というのが一応話し合いの中では交わされるのでしょうか。というのが、いきなり上がって、いつのラインで、じゃあ、協議にお互い上るかということになってくると思います。もちろんそこで、これも採算も絡めての部分なんで、じゃあ、リッターで幾ら、何円がその基準だというのがちょっと難しいと思うんですけれども、そこら辺のところの意見交換というのはされているのか、されたのか、これからされる予定であるのかの、そこを教えてください。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） 議員御心配いただいているとおり、現在は燃油の価格は安定した状況にございますが、燃油の価格というのは、国際情勢に大きく左右されるものでございますので、協定書を結ぶ前段階で、リスク分担表というのをお示ししております。このリスク分担表の中で、燃油価格が著しく高騰した場合には、両方で協議して対応を図りましょうということにしておりますので、議員が示唆していただきましたように、幾らになったら即協議ということまでは、現在定めておりませんが、この議決をいただきましたら、そういったことも含めて協定書を3月末までには結ぶように準備をしておりますので、そういった部分も含めて深く協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。13時まで休憩いたします。

(休憩 12時07分)

(再開 13時00分)

## 日程第17 議案第23号

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17、議案第23号 平成26年度江田島市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第23号 平成26年度江田島市一般会計補正予算（第5号）でございます。

平成26年度江田島市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,274万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億9,599万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

繰越明許費。

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第23号 一般会計補正予算（第5号）につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

事項別明細書の36、37ページをお願いいたします。

最初に歳入から説明いたします。

1款市税、4項1目市町村たばこ税は、収入見込みに伴う減額補正です。

8款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金は、額の確定に伴う減額補正です。

10款1項1目地方交付税は、普通交付税の交付決定に伴う増額補正を行っております。

す。

12款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金は、老人保護措置費、入所者負担金及び自立支援型グループホーム利用者負担金の減額補正です。

13款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料は、火葬数の増に伴う葬祭センター使用料の増額補正です。

38、39ページをお願いいたします。

7目教育使用料は、小・中学校施設使用料及び公民館使用料の減額補正です。

2項手数料、3目衛生手数料は、し尿搬入量の減に伴うし尿投入手数料の減額補正、不燃ごみ投入手数料の増額補正です。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、障害児通所給付費の増に伴う障害児通所給付費等負担金などの増額補正です。

40、41ページをお願いいたします。

2目衛生費国庫負担金は、養育医療費の減額に伴う養育医療費負担金の減額補正です。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は、社会福祉費補助金で、臨時福祉給付金給付事務費補助金の減額補正を、障害者福祉費補助金で、地域生活支援事業費補助金の減額補正を、児童福祉費補助金で、給付金の給付見込みに伴う子育て世帯臨時特例給付金給付費補助金などの減額補正を行っております。

2目衛生費国庫補助金は、小型合併浄化槽設置交付金の減額補正です。

3目土木費国庫補助金は、道路橋りょう費補助金及び住宅費補助金で、社会資本整備総合交付金の減額補正を行っております。なお、道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金は、国の1号補正に伴いまして、増額分が含まれております。

42、43ページをお願いいたします。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、障害者福祉費負担金で、障害児通所給付費の増に伴う障害児通所給付費等負担金などの増額補正、後期高齢者保険基盤安定負担金の減額補正を、生活保護費負担金で生活保護扶助費、現在地保護費分ですが、の増に伴う生活保護費負担金の増額補正を行っております。

2目衛生費県負担金は、養育医療費の減額に伴う養育医療費負担金の減額補正です。

2項県補助金、1目総務費県補助金は、石油貯蔵施設立地対策等交付金の減額補正です。

2目民生費県補助金は、障害者福祉費補助金で、地域生活支援事業費補助金の減額補正を、老人福祉費補助金で、低所得者に対するサービス利用者負担額軽減事業費補助金の減額補正を。

44、45ページをお願いいたします。

隣保館費補助金で、補助基準額の減額に伴う隣保館運営事業費補助金の減額補正を行っております。

4目労働費県補助金は、訪問介護員等養成事業委託の減に伴う緊急雇用対策事業費補助金の減額補正です。

5目農林水産業費県補助金は、農業費補助金で、補助金の不交付に伴う未来創造支援事業補助金の減額補正を、水産業補助金で、広域かき殻処理対策事業費の増に伴う広域

かき殻処理対策事業費補助金の増額補正を行っております。

3項委託金、1目総務費委託金は、県議会議員及び衆議院議員の選挙委託金の減額補正です。

46、47ページをお願いいたします。

17款1項寄附金、2目指定寄附金は、ふるさと寄附金の増額補正です。

18款繰入金、1項特別会計繰入金、2目住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金は、特別会計の補正に伴う繰入金の増額補正です。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、当初予算において財源調整のため計上してはいましたが、繰り入れの見込みがないため、全額を減額補正しております。

2目ふるさと創生基金繰入金及び4目地域振興基金繰入金は、充当事業の補正に伴う減額補正です。

19款1項1目繰越金は、前年度繰越金の増額補正です。

48、49ページをお願いいたします。

20款諸収入、5項受託事業収入、1目民生費受託事業収入は、受託入園者の減などによる保育事業受託収入の減額補正です。

6項4目雑入は、臨時職員及び嘱託職員に係る保険料個人徴収金の減額補正、消防団退職報償金の増額補正、自治総合センター助成金などの減額補正です。

5目過年度収入は、前年度事業実績に基づく障害児通所給付費等負担金などの精算追加交付による増額補正です。

21款1項市債、1目総務債は、市公共交通協議会負担金の補正に伴う過疎対策事業債（過疎地域自立促進特別事業）の減額補正、庁舎整備事業の補正に伴う一般単独事業債（合併特例債）の減額補正を行っております。

3目農林水産業債は、県事業負担金の補正に伴う公共事業債及び一般単独事業債（合併特例債）の減額補正です。

4目土木債は港湾債で、県営事業負担金の補正に伴う一般単独事業債（合併特例債）の増額補正を、住宅債で公営住宅建設事業債の減額補正を行っております。

50、51ページをお願いいたします。

5目教育債は、通学支援事業の補正に伴う過疎対策事業債（過疎地域自立促進特別事業）の減額補正。

6目臨時財政対策債は、発行可能額の額確定に伴う減額補正です。

7目民生債は、深江老人集会所増改築事業の補正に伴う一般単独事業債（合併特例債）の減額補正です。

続いて、歳出の説明をいたします。

今回の歳出補正予算の主な内容は、事業・事務の執行見込みに伴う不用額や、工事請負費等の入札執行残の減額補正を各費目に計上いたしております。

人件費につきましては、職員給与費、職員手当等、共済費で、実績見込みによる精算減額補正などを各款項目において計上いたしております。その内訳及び合計につきましては、後ほどの92、93ページの給与費明細書にお示しいたしております。

それでは、人件費関係を除く主な補正について説明いたします。

52、53ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費は、研修旅行費等の減額補正です。

2款総務費、1項総務管理費の下ほど6目財産管理費は、財産管理事業費で、旧深江保育園解体工事など、入札執行残の減額補正を、庁用車管理事業費で庁用車購入の入札執行残の減額補正を。

54、55ページをお願いいたします。

庁舎整備事業費で、新本庁舎大規模改修工事設計業務委託料の減額補正を行っております。

7目企画費は、市公共交通協議会負担金の減額補正です。

8目情報政策費は、執行見込みに伴う委託料などの減額補正です。

9目交流促進費は、助成額の確定に伴うコミュニティ助成事業補助金などの減額補正です。

12目防犯対策費は、防犯外灯LED化に伴う修繕料確定による減額補正です。

13目安全対策費は、助成事業の不採択に伴うコミュニティ助成事業（地域防災）補助金の減額補正などです。

次に、56、57ページから、60、61ページまでにかけての4項選挙費の2目県議会議員選挙費、3目農業委員会委員選挙費、4目衆議院議員選挙費は、精算に伴う減額補正を行っております。

60、61ページをお願いいたします。

中ほど3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、臨時福祉給付金給付事業費で、事務費の精算減額補正を行っております。

2目障害者福祉費は、障害者自立支援事業費で、自立支援給付費、障害児通所給付費の増に伴う障害者福祉扶助費の増額補正を。

62、63ページをお願いします。

中ほど、3目老人福祉費は老人保護措置費委託料、自立支援型グループホームやすらぎ指定管理委託料、深江老人集会所増改築事業のそれぞれ減額補正を。

64、65ページをお願いします。

介護保険（保険事業勘定）特別会計の補正に伴う繰出金の増額補正を行っております。

4目後期高齢者医療費は、後期高齢者医療特別会計の補正に伴う繰出金の減額、決算見込みに伴う療養給付費負担金の減額補正です。

2項児童福祉費、2目児童措置費は、実績見込みに伴う児童扶養手当の減額補正、子育て世帯臨時特例給付金の減額補正などです。

66、67ページをお願いします。

3目保育園費は、臨時保育士の共済費、賃金などの減額補正です。

4目児童福祉施設費は、申請件数の減に伴う高等技能訓練促進費等給付金の減額補正です。

68、69ページをお願いします。

3項生活保護費、2目扶助費は、前年度事業実績に伴う生活保護費等国庫負担金の返還金の増額補正です。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費は、予防接種者数の減に伴う予防接種委託料などの減額補正、3 目母子保健費は、未熟児養育医療の給付見込みに伴うその他扶助費の減額補正です。

4 目健康増進費は、健診受診者の減に伴う健康診査委託料の減額補正。

70、71 ページをお願いいたします。

6 目環境衛生費は、合併浄化槽設置補助金の増額補正、住宅用太陽光発電システム等普及啓発促進事業補助金などの減額補正です。

2 項清掃費、2 目塵芥処理費は、家庭一般廃棄物収集運搬事業費で、ごみ収集運搬業務委託料などの減額補正を、呉市一般廃棄物最終処分場整備負担金で、負担金の増額補正を行っております。

72、73 ページをお願いいたします。

3 目前処理センター管理費は、管理用品など入札執行残の減額補正。

5 款労働費、1 項労働諸費、1 目労働対策費は、資格取得希望者の減に伴う訪問介護員等養成事業委託料などの減額補正です。

このページから74、75 ページにかけまして、6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費は、農業振興事業費で、新規就農者支援対策補助金及び農業用ハウス設備事業費補助金の減額補正を、有害鳥獣被害対策事業費で、イノシシの捕獲数増に伴う有害鳥獣捕獲報償金の増額補正を、オリーブ振興事業費で、補助金の交付見込みに伴うオリーブ振興推進補助金の減額補正を行っております。

4 目農村整備費は、畑総整備事業県営負担金及び海岸保全事業県負担金の減額補正です。

3 項水産業費、2 目水産業振興費は、事業費の増に伴う広域かき殻処理対策事業補助金などの増額補正です。なお、広域かき殻処理対策事業に係る増額分は、平成27年度に予算繰り越しする予定であります。

76、77 ページをお願いいたします。

7 款1 項商工費、2 目商工業振興費は、企業立地奨励金補助金の減額補正。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費は、地形図作成業務委託料の入札執行残の減額、地域開発事業特別会計の補正に伴う繰出金の減額補正です。

2 款道路橋りょう費、2 目道路新設改良費は、事業の実績見込みに伴う精算減額補正です。なお、道路改良事業費の一部については、国の1号補正に伴いまして事業費を増額しており、増額分は平成27年度に予算繰り越しする予定であります。

78、79 ページをお願いいたします。

中ほど、3 項河川費、2 目砂防費は設計委託料の減額補正です。

4 款港湾費、2 目港湾建設費は、港湾建設事業県負担金の増額補正。

80、81 ページをお願いします。

5 項都市計画費、2 目都市下水路費と3 目公園費は入札執行残などの減額などに伴う減額補正。

6 項住宅費、1 目住宅総務費は、事業の実績見込みに伴う委託料及び補助金の減額補正です。

2目住宅管理費は、市営住宅維持管理に係る委託料などの減額補正。

3目住宅建設費は、西の浜新住宅改修事業などの事業費精算に伴う減額補正です。

82、83ページをお願いいたします。

9款1項消防費、1日常備消防費は、設計委託料及び工事請負費の減額補正。

2目非常備消防費は、消防団退職報償金の増額補正及び消防団車両購入に係る入札執行残の減額補正です。

3目防災費は、事業の実績見込みに伴う減額補正。

84、85ページをお願いします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、臨時職員賃金や廃校施設整備事業費の減額補正。

3目教育振興費は、機器リース料やバス通学児童・生徒定期補助金の減額補正を行っております。

2項小学校費、1目学校管理費は、市費講師賃金などの減額補正。

86、87ページをお願いします。

3項中学校費、1目学校管理費は、市費講師賃金などの減額補正です。

4項社会教育費、1目社会教育総務費は、放課後児童クラブ児童厚生員報酬の減額補正です。

3目公民館費は、入札執行残の減額補正。

5項保健体育費、3目学校給食費は、臨時調理員賃金や賄い材料費などの減額補正。

88、89ページをお願いいたします。

12款公債費、1項公債費、1目元金及び2目利子は、償還見込みに伴う減額補正。

13款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費は、前年度決算剰余金の2分の1を積み立てるほか、今回の補正予算における剰余金の3億6,520万5,000円、合わせて5億9,258万8,000円を追加で財政調整基金に積み立てるものです。

この結果、財政調整基金の年度末現在高見込み額は47億4,543万8,000円となり、減債基金と合わせた財政調整的な基金は56億8,474万9,000円となる見込みです。

17目ふるさと応援基金費は、ふるさと寄附金の積み立てによる増額補正。

90、91ページをお願いします。

2項1目公営費は、下水道事業会計の補正に伴う繰出金の減額補正。

なお、92、93ページに給与費明細書、94、95ページに継続費の支出予定額、事業の進捗状況等に関する調書、96ページに地方債の見込みに関する調書をお示しいたしております。

予算書の7ページのほうにお戻りいただければと思います。

第2表、継続費補正です。

深江老人集会所増改築事業で、総額、年割額の変更をお願いいたしております。

次に、8ページ、第3表、繰越明許費です。

国の1号補正に伴う事業や、翌年度にまたがる事業など六つの事業で繰り越しのお願いをいたしております。

次に9ページ、第4表、地方債補正です。

変更といたしまして、公共事業等債で、海岸保全施設整備事業、公営住宅建設事業債、一般単独事業債の合併特例事業で、農業農村整備事業、港湾整備事業、海岸保全施設整備事業、庁舎整備事業、集会施設整備事業、過疎対策事業債で、過疎地域自立促進特別事業、臨時財政対策債の計9件をお願いいたしております。

以上で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,274万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億9,599万9,000円とする補正予算(第5号)の説明を終わります。

○議長(山根啓志君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番(山本秀男君) 継続費についてお伺いしたいんですが、これは以前から、私はいろいろ疑問に思うたりして、また今回発言するんですが、継続費が補正前が5,450万、それが補正後が4,642万円、これは恐らく入札によって下がってきたから変更されるんだというふうに思うわけですが、それで、過去をひもといてみますと、当初予算が工事請負費ですよ、工事請負費が1,242万円、それから9月補正で3,304万8,000円、トータルで4,546万8,000円、それから先ほど市長からの報告もありましたが、深江老人集会所の契約金額は4,190万4,000円ということでございますが、結局12月補正は、その分ほど落ちてきておるわけですが、補正をする必要はなかったんじゃないかということじゃないんか思うんじやが、どうですか。

○議長(山根啓志君) 土手総務部長。

○総務部長(土手三生君) 山本議員さんの今の御質問なんですが、今回、入札の執行に伴いまして、トータル的に今の下がってきておるということですので、設計等、そこらの部分を含めまして、12月で最終的に今のトータル的な金額を上げさせていただいた、全体の額をですね、この事業をやっていくための金額を上げさせていただいておるという経過でございます。

以上です。

○議長(山根啓志君) 9番 山本秀男議員。

○9番(山本秀男君) 入札がいうのはわかるんです。それはもう承知しておりますのでね。結論から言うような形になって申しわけないんですが、結論的に、先ほど報告がありました深江老人集会所は4,190万という工事請負費の、請け負ったと。それまでの予算をひもといてみると、9月補正までで4,500万あったわけです。だから、その時点で、もう入札してもできるんじゃないかというのを、私が聞いておるわけです。

○議長(山根啓志君) 箱田土木建築部長。

○土木建築部長(箱田伸洋君) すみません、お待たせしました。この老人集会所の設計額、工事を発注するに当たりましての、一応、設計額が消費税を抜きで4,730



万3,000円と、税込みにいたしますと5,100万余りということになっておりますので、それはやはり補正予算をいただかないと、執行できなかったということになると思います。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 工事請負費、設計書が4,700万だということですが、先ほどもしつこいようですが、結果論から申し上げるわけで、設計額を実際このできる金額というのは4,190万という形で聞かせていただいたわけで、それでですね、どうもこの工事に対してのプロセスが、私はどうも気になるんですよ。そういう面から言ってみれば、設計委託を出します。それを検査するのはどこの課がやるんですか。それから入札するのに、その設計書は正しいかどうか、どこがチェックしておるんですか。それで財政課のほうで予算要求するんでしょうが、そこらの調整はどうか、確認をしたいんですが。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 設計業務につきましては、それぞれ営繕工事とかがありますと、土木建築部の都市整備課のほうを受託をしまして、その設計をしております。その積算のチェックということになりますけども、積算のチェックにつきましては、ほかの課で専門的なそういう知識があるものではありませんので、積算についても都市整備課の中で、部下がつくった設計書を上司のほうでチェックをして、その内容に確認をして財政課のほうに回すというような形をとっております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 都市整備課のほうでされておるということですが、私も長いこと実際設計携わって、担当としてやってきた経験から申し上げますと、やはり、これは素人さんには実際できないだろうと思うんですよ。いわゆる建築に精通しておる方でない、土木のように共通単価があるならまだいいが、建築の場合はあつてないような形、種目がたくさんありますので、そういったのを見積もりで出してもらうことも、恐らくあるかと思うので、そこらを適正にチェックされておるのかどうか、それを私は心配しておるわけですね。都市整備課のほうにも立派な方もおられるんでしょうが、もう少し予算要求する前にもチェックも必要だし、設計事務所から出てきたものに対して、精査をチェックして、それを支払いをするわけですから、ようそこらの検査のやり方いうんですか、それを十分に精査していただきたいというふうに思います。どうもこの数字が、ひどいですわ。入札率も85%になっておるんですよ、請負率。入札だから、これはやむを得んと、それは、まあ、やむを得んだろうと思うんですが、しかしね、建築工事の場合で15%切ったら、本当にできるんかということも心配しておるわけなんです。

それで、4,190万の、最後になります、4,190万の落札した業者から適正にできるかどうかのチェックをされておるかどうかお伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） この工事の適切に施工ができるかどうかと、そういうこと目の目安になる基準価格というものが設計書をつくったときに、国とかが出してい

る数値によりまして、その基準価格がございます。今回その基準価格は、設計額の79.38%という数字になっております。このたびの入札額は、入札率は82.02%ということで、国が定めている基準価格のパーセンテージを上回った額で入札をしておりますので、適正な履行が期待できるというふうに判断をして、直接請負業者からのヒアリング等は行っておりません。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） まず55ページの、まちづくり推進事業費の1,100万円の減額なんですけど、コミュニティ助成事業補助金が900万円ほど減額になっておるんですけど、このコミュニティ助成事業がうまいぐあいできてないんか、いってないんか、いっておるんかということと、次の61ページに、民生費の中に、臨時福祉給付事業費というのがあるんですけど、これはどのような事業なのか。それから71ページに、環境衛生費の中に、市の公衆衛生推進協議会事務局活性化事業補助金54万円が減額になっておるんですけど、これは公衛協の事務局員の賃金がたしか100万円か104万円かで当初予算に出ておったんじゃないかと思うんですけど、それが下げられたんか、その人件費を下げたんか、そのほかのことで何か減額になったんかをお尋ねします。

続いて、73ページにいわゆる呉の一般廃棄物最終処分場の負担金が毎年あるわけなんですけど、これが今回は900万円ほどの増額補正となっておるんですけど、これは今後何年続くのか、新しい予算書にも多分出とるんじゃないかと思うんですけど、お尋ねします。

続いて、同じく73ページの労働費のところ、訪問看護養成事業委託ホームヘルパーの養成じゃないかと思うんですけど、これ毎年、毎年、予算はつけるんじゃないけど、なり手がおらんのか、大体減額になるんですよね、この辺のどういうふうになっておるんか。

それと、73ページのところなんですけど、やはり特産品の魅力づくり事業委託料というのがあるんですよね。これ180万円の減額になっておるんですけど、27年度の予算書を見ると、6次産業の育成ということで150万か百何万か予算がついとるんですけどね、ここで180万の減額が出るようなことで、新しい特産品をつくる、つくらん言うても、果たしてうまくいくんかどうか非常に甚だ懸念をしておるんですけど、これはちょっと後で詳しく説明してください。

それと87ページに教育費のところ、放課後児童健全育成事業で、児童厚生員の報酬が500万ほど減額になっておるんですけど、これはいわゆる児童厚生員が、賃金が下げたんだと思うんですけど、人が集まらんかったんか、いわゆる厚生員になり手がおらんかったんか、どうなんか、その辺がちょっと心配なんですけど、詳しく教えてください。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） まず、55ページにお戻りいただければと思うんですけど、55ページの中ほど、まちづくり推進事業で、コミュニティ助成事業補助金を大きく減

額しておることの理由をお尋ねであったと思いますが、コミュニティ助成事業補助金と申しますのは、全国自治総合センターから助成をいただいて、それを各地域が活動するものに対して助成するものでございます。当初予算の編成時には、各自治会の皆さんに、今年度、26年度どのような助成の希望がありますかということをお尋ねして、26年度については、8団体から手挙げをしていただきました。これを市を通して申請をするわけなんですけれども、全国自治総合センターのほうで8団体のうち2団体、本市については2団体の採択をいただきましたので、採択いただけなかった6団体分の助成金を計上しておったものを、今回落とさせていただくというものでございますので、申請はたくさんしていただいたんですけれども、国のほうの審査にかけたときに、審査から漏れたものの分を今回落とさせていただいておるということでございます。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 私のほうから、61ページの臨時福祉給付金、これについてはどういう事業であるかという御質問だったと思いますが、同じく65ページの下の部分ですね、民生費の児童措置費、そこに004に、子育て世帯臨時特例給付金給付事業というのがあります。これは昨年4月に、消費税が5%から8%に増額されました。そのため低所得者であるとか、そういう弱者に給付するための事業でございました。

以上です。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 71ページの環境衛生一般事業におきます市公衆衛生推進協議会事務局活性化事業補助金の減額についてのお尋ねですけれども、空位でありました市公衆衛生推進協議会の事務局長さん、10月から新たな局長さん、来ていただきました。そのために4月から9月分まで年間を通した予算計上をさせていただいておりましたので、4月から9月分の人件費相当分を減額、今回させていただいたというところでございます。

続いて、呉市一般廃棄物最終処分場整備負担金の増額補正でございすけれども、同じページです、71ページ、一番最後の行でございすけれども、平成23年度から呉市で焼山地区で建設をしておりました一般廃棄物最終処分場の整備が、このたび3月の29日をもって完成し竣工する予定となっております。これにつきまして、精算に伴う最終的な負担金ということで、工事費、資材費の高騰、人件費の高騰ということで、今回926万9,000円の増額をお願いをしているところです。この整備負担金につきましては、今年度末をもって完了いたしますので、来年度以降、この予算は必要ございません。

以上です。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 87ページの放課後児童健全育成事業の報酬でございすますが、当初34名で予算計上しておりましたが、4月始まりの段階で31名でスタートしております。中で募集をかけて、それからまた途中で退職された方についても募集をかけておまして、現在は34人の定数を満たしておるところでございす。

以上です。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 73ページの労働対策費の訪問介護員等養成事業委託料と、特産品の魅力づくり事業委託料でございます。まず、訪問介護員等養成事業委託料でございますけども、予算組みのときには、各事業所に案内した結果、5事業所で各2名ずつの希望がございました。実際、募集したところ、今、4事業所で4名のお方の研修が始まっております。それも11月から研修されているところもございますし、2月1日から研修されているところもございます。そういった観点で整備しますと、この1,600万円ほどの減額となりました。

続きまして、特産品の魅力づくり事業でございますけども、これも地域の産品の魅力づくりに資する事業を実施することによって、主には失業者の雇用の場を確保するということが大前提でございます。1業者の応募がございまして、人件費等に対する経費を弾きますと、結果的には186万2,000円ほどの減額というふうなことになっております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 児童厚生員で、今、これ臨時で雇うとるんじゃないかと思うんじゃないけど、これでうまいぐあいにいきよる。どうなんです。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 児童厚生員につきましては、県の研修等を受けて、必要な知識、技能等を習得するようしておりますので、現在のところ、運営に問題はないと思っております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） この4月から1年から6年生までになるわけだからね、しっかりとやってもらわんと困るわけなんで、よろしくお願いします。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

4番 中下議員。

○4番（中下修司君） あんまりなれてないもので、ちょっと初歩的な質問かもわかりませんが、3ページの歳入のところですけど、19款ですね、繰越金と、補正前の額が1億1,500万ぐらいですか、補正後が3億1,800万と、イメージは、ちょっと繰り越した、補正前の額というのは、恐らく25年度の繰越金かなと思うんですけど、補正後の繰越金というのが、この時期とか、どういふのか何かイメージがちょっとよくわからないんですけど、金のやり繰りの関係かもわかりませんが、ちょっとこのあたりを説明していただきたいんですけど。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 19款の繰越金の話でございますが、補正前の額、これが1億1,593万5,000円、これは当初予算ではもっと小さな額だったと思います。それから、6月、9月、12月、それぞれ定例会がありました。その都度、昨

年度、25年度の剰余金を支出のほうで予算が膨らんだために、補正財源として、25年度の剰余金を歳入で繰り越しとして、費目で上げたものでございます。これが6月、9月、12月までの補正額でございます。現在、極端にいいますと、財布の中には1億1,593万5,000円あると、このたびの最終の補正で、先ほど総務部長がおっしゃいましたように、25年度のまだ剰余金が幾らかありました。それとこの年度末をもって、事業の最終見込みがある程度はかれましたので、その剰余金を合わせて3億1,883万円を補正させていただくということで、最終的に4億3,476万5,000円の繰越金というふうに計上させてもらうということでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 中下議員。

○4番（中下修司君） 私だけかもわかりませんので、今度また教えてもらいにいきますので、以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 87ページの教育費のところの、給食センターの管理運営事業費なんですけども、こちらのほうで臨時調理員賃金と、1,000万ほど減額ということで、これはいわゆる常時見てますと、臨時調理員を募集というのをよく見かけるんですが、常時、人員が足りないという状況があるということではよろしいのか、そこら辺のところをまずは教えてください。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 議員おっしゃるとおり、随時募集はかけておりますが、なかなか応募がないというような形で、今現在、頑張ってるところでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 先ほどの議案の中で、今度また保育園施設でまた、いわゆる保育施設とまた教育、学校のほうと分かれてしまうんですけども、やはり子供の食に関して、やはりどうしても注意していかなくちゃいけない部分は、皆さんよく御存じというか、よくわかってらっしゃると思うんですね。そういう意味では、なぜ調理員が募集かけても来ないのか、なぜなんだろうというところを、いま一度ちょっと検討していただかなければいけないのかなど。やっぱり慢性的にいないということは、子供たちの要は食にかかわることですので、そこはもう一度、今度は福祉保健部も絡んでくると思いますので、そこら辺のところをきっちりと考えていただければなと思います。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 18 議案第 24 号

○議長(山根啓志君) 日程第18、議案第24号 平成26年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第24号 平成26年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)でございます。

平成26年度江田島市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,748万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,651万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長(島津慎二君) 議案第24号について説明いたします。

補正予算の主なものについては、保険料の見込みによる補正、そして、後期高齢者医療広域連合に対する納付金の補正と、平成25年度決算による剰余金の繰越金としての補正をお願いするものでございます。

初めに、歳入ですが、主なものを事項別明細により説明いたします。

100ページ、101ページをお願いします。

第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、第1目特別徴収保険料、これは現年度分の減額でございます。

第2目普通徴収保険料、同じく減額をお願いしておるものでございます。保険料の収入見込みによって、このたび減額をお願いするものです。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目事務費繰入金、これは事務費の繰り入れを減額するものでございます。

第2目保険基盤安定繰入金、これは保険基盤安定繰入金を減額します。低所得者に対する減額分を一般会計から、保険基盤安定のために繰り入れるものでございます。

第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、前年度決算により剰余金が生じました。そのために繰越金として増額させていただきます。

次に歳出について説明いたします。

102、103ページをお願いします。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金、第1目後期高齢者医療広域連合納付金、これは後期高齢者医療広域連合に対する納付金を減額するものでございます。

第4款予備費、第1項予備費、第1目予備費の増額をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。14時10分まで休憩します。

（休憩 14時02分）

（再開 14時10分）

## 日程第19 議案第25号

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19、議案第25号 平成26年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第25号 平成26年度江田島

市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成26年度江田島市の介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,108万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億6,921万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為。

第3条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 議案第25号について説明いたします。

このたびの補正の主なものは、介護報酬改定に伴うシステム改修委託料の増額と、保険給付費の見込みによる補正をお願いするものでございます。

初めに、歳入ですが、主なものを事項別明細書により説明いたします。

108、109ページをお開きください。

第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者特別徴収保険料、現年度分の特別徴収保険料の増額をお願いしております。

同じく第2目第1号被保険者の普通徴収保険料について増額するものでございます。いずれも保険料の増額が見込まれる予定でございます。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金、介護給付費負担金の増額をお願いしております。介護給付費の増額による国庫負担金の増額でございます。

第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金、第1節現年度分の減額です。給付費の見込みによる補正でございます。

第2目地域支援事業交付金、介護予防事業でございます。

第1節地域支援事業交付金の減額です。

第3目地域支援事業交付金、これは包括的支援事業、任意事業でございます。その減額です。いずれも事業の減額に伴う減でございます。

第4目介護保険事業費補助金、第1節介護保険事業補助金の増額でございます。これは介護保険法が3年ごとに見直しを行います。その改正に伴い、介護報酬の改定がございますので、システムの改修に充てる予定でございます。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金、介護給付費交付金の増額でございます。給付費の見込みに伴う補正でございます。



110 ページ、111 ページをお願いします。

第2目地域支援事業支援交付金、第1節現年度分、地域支援事業交付金の減額でございます。事業費の減に伴うものでございます。

第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金、介護給付費の負担金の増額でございます。

第3項県補助金、第1目地域支援事業交付金、これは介護予防事業でございますが、地域支援事業交付金の減額です。

第2目地域支援事業交付金、こちらは包括的支援事業、そして任意事業でございます。その減額です。いずれも事業費の減に伴うものでございます。

第7款繰入金、第1項一般会計からの繰入金、第1目介護給付費繰入金、介護給付費の繰入金の増額でございます。給付費の見込みに伴う補正でございます。

第2目地域支援事業繰入金、これは介護予防のほうでございますが、減額をお願いします。

第3目地域支援事業繰入金、こちらは包括的支援事業と任意事業でございます。この減額でございます。いずれも事業費の減による補正でございます。

第4目その他一般会計繰入金、第1節職員給与費繰入金の減額でございます。

第3節事務費繰入金の増額です。これは介護保険制度の改定に伴うシステム改修の費用に充てる予定でございます。

112 ページ、113 ページをお願いします。

同じく第2項介護保険、これはサービス勘定特別会計からの繰入金でございます。これを補正増ということでお願いしたいと思っております。

第3項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金、第1節基金からの繰り入れ、これは増額をお願いするものです。給付費の増が見込まれるため、基金からの繰り入れを予定しております。

次に、歳出について説明します。

114 ページ、115 ページをお願いします。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、共済費を減額します。

第13節の委託料でございますが、先ほどから言っております介護報酬の改定に伴うシステム改修委託料を増額するものです。このシステム改修委託料については、繰り越しを予定しております。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目居宅介護サービス給付費、第19節の負担金補助及び交付金、これを増額するものです。

第3目地域密着型介護サービス給付費、これについては減額をお願いします。

第5目施設介護サービス給付費、これについては増額をお願いします。

116、117 ページをお願いします。

第7目居宅介護福祉用具購入費、これは国庫支出金を減額し、繰入金を増額する財源変更でございます。

第8目居宅介護住宅改修費についても、同じく財源変更でございます。

第9目居宅介護サービス計画給付費については増額をお願いします。

第2款保険給付費、第2項介護予防サービス等諸費、第1目介護予防サービス給付費、これについては財源変更でございます。

第3目地域密着型介護予防サービス給付費は減額をお願いします。

第5目介護予防福祉用具購入費、これについては財源変更でございます。

118、119ページをお願いします。

第6目介護予防住宅改修費、これについても財源変更でございます。

第7目介護予防サービス計画給付費、これについては増額をお願いします。

第3項その他諸費、第1目審査支払手数料、これは減額でございます。

第4項高額介護サービス等費、第1目高額介護サービス費、これについては増額をお願いします。

120ページ、121ページをお願いします。

第5項高額介護合算介護サービス等費については、財源変更でございます。

第6項特定入所者介護サービス等費、これについては増額をお願いします。

第3目特定入所者介護予防サービス費、これについては財源変更でございます。

第5款地域支援事業費、第1項地域支援事業管理費、第1目一般管理費、これについては財源変更でございます。

122、123ページをお願いします。

第2項介護予防事業費、第1目二次予防事業費、これについては、第8節報償費、講師謝金を減額し、13節委託料、通所介護の委託料を減額したいと思います。

第2目一次予防事業費、第13節委託料、これは通所型介護予防事業委託料を減額するものです。

第3項包括的支援事業・任意事業費でございますが、これを減額するものです。

124、125ページをお願いします。

職員の給与費について添付しております。

予算書の18ページにお戻りください。

第2表に繰越明許費として掲げております。総務費に介護報酬改定に伴うシステム改修委託を繰り越しを予定しております。

そして、第3表 債務負担行為でございますが、通所型介護予防事業と通所型介護予防事業委託、同じ名称ですが、介護予防と認知症予防、この事業について債務負担行為を設定したいと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 115ページに地域密着型介護サービス給付費が6,500万減額になっておるんじやけど、それで居宅介護サービス給付費はふえて、地域密着型が減っておるわけなんじやけど、これはどういう理由でこうなるか、皆、地域密着型のサービスを受けてないで減っとるんじやろう思うんじやけどね、何か理由があるんじ

やろう思うんじゃないけど。

それと、121ページに特定入所者介護サービスいうんがあるが、この特定入所者いうのは、具体的にどんなことをいうんか。123ページに、二次予防事業費と一次予防事業費、いわゆる介護予防事業の中に二次と一次があるんじゃないけどね。具体的にこれはどんなことをしておるんでしょうか。この3点をお願いします。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 地域密着型の事業でございますが、吉田病院さんが事業を開始した、ちょっと名前をど忘れしました。その事業の開始が多少おくれたいうことが主な要因だと思います。

それと、ごめんなさい、これに関しては、特定入所者に関しては、ちょっと私把握し切れていません。

そして、一次・二次予防については、これは健康体操とか、そがいなものでございます。

先ほどの121ページの件ですが、また、これは後ほど回答したいと思います。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 吉田病院のだったら、例えばあれ、小規模多機能ができたんじゃないけど、去年、できたんじゃないですか、あれですか。

それと123ページの一次予防、二次予防いうのは、一次はこういうふうなんで、二次はこういうふうなのがあるわけ、体操に。ちょっと教えてよ。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 実際私が現場に出向いてないもので、どんな内容かわかりません。また課長のほうから説明します。

○議長（山根啓志君） 暫時休憩します。

（休憩 14時29分）

（再開 14時33分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明員を入れますので、池田説明員と棚田説明員は入場してください。

（説明員入場）

○議長（山根啓志君） 棚田高齢介護課長。

○高齢介護課長（棚田康冶君） 高齢介護課長の棚田でございます。よろしくお願いたします。

先ほど片平議員のほうから御質問がありました121ページの特定入所者の介護サービスの事業内容についてということで御質問があったと思います。それにつきましては、事業の内容といたしましては、低所得者で要介護者、今の介護・要介護の1から5の方の施設入所等サービス利用に係る食費、居住費、滞在費ですね、これの負担減額の給付に伴うものでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（山根啓志君） 池田センター長。

○地域包括支援センター長（池田由美子君） 地域包括支援センター、センター長の

池田です。

先ほど御質問のありました二次予防事業と一次予防事業について説明させていただきます。

二次予防事業というのは、アンケート調査をさせていただき、そして要介護状態になるおそれのある方を抽出させていただいております。その方を対象として介護予防のための運動教室、認知症予防教室、また栄養指導、口腔指導などの教室を開いております。

また一次予防事業のほうなんです、こちらのほうはまだ介護のおそれのない活動的な御老人の方、高齢者の方を対象としております。また、これも同じように運動、認知症予防、栄養指導、口腔指導などの教室を開いております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員よろしいですか。

○10番（片平 司君） はい。

○議長（山根啓志君） それでは御苦労さんでした。

暫時休憩します。

（休憩 14時35分）

（再開 14時35分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第20 議案第26号

○議長（山根啓志君） 日程第20、議案第26号 平成26年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第26号 平成26年度江田島

市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成26年度江田島市の介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,023万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 議案第26号について説明いたします。

補正の主なものは、事業の精算見込みによる補正でございます。

初めに歳入ですが、主なものを事項別明細により説明いたします。

130、131ページをお願いします。

第1款サービス収入、第1項介護予防給付費収入、第1目介護予防給付費収入、第1節介護予防サービス計画費収入を増額でございます。これはケアプランの作成に係る収入でございます。

第4款第1項繰越金、第1目繰越金、第1節繰越金、これについては前年度決算による剰余金を計上しております。

第5款諸収入、第1項雑入、第1目雑入、第1節保険料個人徴収金の減額でございます。

次に歳出について説明いたします。

132、133ページをお願いします。

第1款事業費、第1項居宅予防支援事業費、第1目居宅予防支援事業費、第1節報酬、これを減額お願いします。

4節は共済費の減額でございます。嘱託職員4名の採用予定でございましたが、応募者が3名でございましたので、減額するものでございます。

第13節委託料、地域包括支援センターシステム改修業務委託を増額するものでございます。

第2款諸支出金、第1項繰出金、第1目介護保険特別会計へ繰り出します。これを増額するものでございます。

第2項基金費、第1目介護予防支援事業運営基金費、第25節積立金、介護予防支援事業運営基金に積み立てるものでございます。

134ページをお願いします。

特別職の給与費明細を添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 2 1 議案第 2 7 号

○議長(山根啓志君) 日程第 2 1、議案第 2 7 号 平成 2 6 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第 2 7 号 平成 2 6 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)でございます。

平成 2 6 年度江田島市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 3 2 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 8 3 2 万 9, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 山田市民生活部長。

○市民生活部長(山田 淳君) 議案第 2 7 号について説明いたします。

予算書 1 3 8、1 3 9 ページをお開きください。

まず歳入です。1 款県支出金、1 項県補助金、1 目住宅新築資金等貸付事業補助金、こちらにつきましては、償還推進助成事業補助金の減額です。

2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、こちらは前年度繰越金の確定額を計上させていただきます。

140、141ページをお開きください。

歳出です。1款住宅新築資金等貸付事業費、1項住宅新築資金等貸付事業費、1目貸付事業事務費、会計において生じた剰余金を一般会計のほうに繰り出します。

2款公債費、1項公債費、こちらについては、元金の償還金として増額補正をさせていただきます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第22 議案第28号

○議長（山根啓志君） 日程第22、議案第28号 平成26年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第28号 平成26年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成26年度江田島市の地域開発事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ674万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,186万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） それでは、議案第28号について説明をさせていただきます。

最初に、歳出について説明をさせていただきますので、事業別明細書の148、149ページをお開きください。

1款1項1目地域開発事業費を674万円減額するものでございます。

内容は、まず委託料についてですが、設計委託料については、水産振興施設用地、いわゆるカキ屋さんの移転用地ですけれども、その造成に係る実施設計とか、水道の実実施設計業務をことし発注をいたしました。その執行残が630万円、それから工事委託料については、県に委託しております公有水面埋立工事の執行残額が394万円となり、合わせて1,024万円を減額するものでございます。

また、工事請負費につきましては、公有水面埋立工事に伴いまして、既存の防波堤の補強工事が必要となっており、それに先立って、その防波堤に係留しております市が所有する浮き栈橋を移転させる必要がございます。このため12月補正で浮き栈橋の移設に必要なアンカーブロックやチェーン、これを製作する工事を発注させていただきました。その後、県と協議を進める中で、27年度に今度は実際に浮き栈橋を移設をする工事が必要となってまいります。その移設する工事の一部を前倒して施工する必要があるという指摘がございましたので、その費用350万円を今回増額補正を提案させていただきました。この工事費の増に伴いまして、工期が年度内に完了できず、翌年度に及ぶこととなりますので、1,710万円を次年度に繰り越すこととしております。これは32ページに示しております。

次に、前のページに戻っていただきまして、歳入でございまして、

146、147ページをお開きください。

2款1項1目一般会計繰入金を674万円減額するものでございます。先ほど申し上げました歳出の減額に伴いまして、一般会計からの繰入金を同額減額いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）



討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第 2 3 議案第 2 9 号

○議長（山根啓志君） 日程第 2 3、議案第 2 9 号 平成 2 6 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 2 9 号 平成 2 6 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 2 号）でございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 前企業局長。

○企業局長（前 政司君） 議案第 2 9 号について説明します。

このたびの補正は、今年度の事業の精算見込みによる事業費の減額と、それに伴う財源の減額補正を行うものです。

下水道事業会計補正予算書の 1 ページをごらんください。

第 1 条 平成 2 6 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 2 6 年度江田島市下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものです。

収入について、第 1 款下水道事業収益の第 1 項営業収益を 3, 4 0 7 万 8, 0 0 0 円の減額補正、第 2 項営業外収益を 3, 0 1 7 万 2, 0 0 0 円の減額補正を行いまして、1 款下水道事業収益の補正後合計額を 1 1 億 7, 6 6 3 万 2, 0 0 0 円とするものです。

支出について、第 1 款下水道事業費用の第 1 項営業費用を 6, 3 4 0 万 4, 0 0 0 円の減額補正を行いまして、第 1 款下水道事業費用の補正後合計額を 1 1 億 7, 8 0 6 万 5, 0 0 0 円とするものです。

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入について、第 1 款資本的収入の第 1 項企業債を 4 8 0 万円の減額。

第 2 項出資金を 2, 4 2 6 万 1, 0 0 0 円の減額。

第 3 項国庫補助金を 2 5 万円の増額。

第 4 項負担金を 5 8 1 万 8, 0 0 0 円の増額補正を行い、第 1 款資本的収入の補正後

合計額を3億4,414万5,000円とするものです。

支出について、第1款資本的支出の第1項建設改良費を2,960万円の減額補正を行い、第1款資本的支出合計額を6億9,013万1,000円とするものです。

これに伴い、第3条本文にあるように、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,259万3,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億4,598万6,000円」に減額し、「当年度分損益勘定留保資金2億6,487万1,000円」を「当年度分損益勘定留保資金2億5,826万4,000円」に補正します。

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を、第3条に示すとおり480万円の減額補正を行いまして8,030万円に改めます。

第5条 予算第8条に定めた一般会計補助金を2,684万7,000円の減額補正を行いまして、1億643万6,000円に改めます。

補正の内容についてですが、3ページの実施計画をごらんください。

収益的収入及び支出の表で、まず下段の支出についてでございます。

下水道事業費用の1項営業費用、管渠費及び処理場費については、工事請負費、委託費等の執行見込みによる減額です。

その下、普及促進費については、水洗便所改造補助金の執行見込みによる減額でございます。

上段の収入につきまして、下水道事業収益の下水道使用料の減額は当初予算の見込みが過大であったため、下水道事業収益の一般会計負担金、一般会計補助金、消費税還付金については、先ほどの支出の減に伴う減額を行っております。

4ページに移りまして、資本的収入及び支出でございます。

下段の支出のほうでございます。資本的支出の建設改良費については、工事請負費委託料などの執行見込みによる減額でございます。

上段の収入について、1項企業債、2項一般会計出資金については、先ほどの支出の減に伴い減額を行いました。

4項負担金の受益者負担金、受益者分担金については、収入見込みによる増額を行っております。

キャッシュフローは5ページに、費目別内訳は6ページ、7ページに記載してあるとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 2 4 議案第 3 0 号

○議長(山根啓志君) 日程第 2 4、議案第 3 0 号 平成 2 6 年度江田島市交通船事業会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第 3 0 号 平成 2 6 年度江田島市交通船事業会計補正予算(第 3 号)でございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 前企業局長。

○企業局長(前 政司君) 議案第 3 0 号について説明いたします。

このたびの補正は、市所有のドリームのうみ売却による特別利益の増額と、それに伴う消費税の増額を補正するものです。

交通船事業会計補正予算書の 1 ページをごらんください。

第 1 条 平成 2 6 年度江田島市交通船事業会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 2 6 年度江田島市交通船事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入について、第 1 款汽船事業収益の第 3 項特別利益を 9, 4 7 8 万 2, 0 0 0 円の増額補正を行いまして、第 1 款汽船事業収益の補正後合計額を 5 億 9, 3 5 8 万 4, 0 0 0 円とするものです。

支出について、第 1 款汽船事業費用の第 2 項営業外費用を 7 0 2 万 1, 0 0 0 円の増額補正を行いまして、第 1 款汽船事業費用の補正後合計額を 5 億 5, 4 8 5 万 5, 0 0 0 円とするものです。

補正の内容についてですが、3 ページの実施計画書をごらんください。

収益的収入及び支出の表で、まず上段の収入についてでございます。

汽船事業収益の第 3 項特別利益については、1 2 月にドリームのうみが売却されたことによる固定資産売却益の増額です。

下段の支出に移りまして、汽船事業費用の第 2 項営業外費用はドリームのうみ売却の

消費税の増額を行っております。

キャッシュフロー計算書は4ページに、費目別内訳は5ページに記載してあるとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、2日目は明日午前10時に開会いたしますので、御参集お願いいたします。

本日は御苦労さまでした。

（散会 15時02分）